平成２３年（フ）第２５４５号
大阪市中央区南久宝寺町１－７－11、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区本町１丁目５番７号
破産者　株式会社ＧＫコーポレーション
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３１９８号
大阪市淀川区西中島１丁目11番１号新大阪サンアールビル南別館５階504号
破産者　株式会社グルービー
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６９８号
大阪市旭区今市２丁目19番９号
破産者　有限会社オフィスＫＥＮ
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７４６号
大阪府大東市学園町５番38号
破産者　有限会社ティーワイホームサービス
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８５１号
大阪市北区天満４丁目15番12号
破産者　姫野化成株式会社
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９０９号
大阪市中央区安土町１丁目５番８号本町村田ビル803号
破産者　有限会社メディアクラフト
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１９号
徳島県阿波市阿波町谷島北14番地の１
破産者　有限会社阿波脇北建設
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４号
福岡県朝倉市千手11番地の３
破産者　有限会社橋爪商会
1　決定年月日　平成23年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１６１号
茨城県坂東市半谷785番地の２
破産者　有限会社霜田商店
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第８０５９号
東京都台東区鳥越２丁目９番６号
破産者　株式会社ザッカピー・エイ・ピー
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４４０号
東京都多摩市永山４丁目３番地１－406
破産者　戸田　長子
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３７２号
東京都八王子市諏訪町1923番地１松枝住宅３－612
破産者　前川　信之
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６５１号
東京都西東京市中町１丁目11番３号レオパレスＮＴ102号
破産者　田中　義雄
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３０８号
横浜市港北区新横浜２丁目５番地の26
破産者　株式会社日本アラーム
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８６６号
横浜市緑区北八朔町955番地
破産者　株式会社Ｋ．Ｔ．Ｓ
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６１号
富山市下赤江町２丁目４番８号
破産者　株式会社リビング・テレマーケティング
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８６号
金沢市出雲町イ455番地
破産者　有限会社緑彩
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１号
福井県大飯郡おおい町本郷第148号８番地５
破産者　株式会社泉建設
1　決定年月日　平成23年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第７４７７号
神奈川県大和市中央林間２丁目13番13号
破産者　株式会社セルオート
1　決定年月日　平成23年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部